

# A. ホネット 『承認をめぐる闘争』における 「人倫」概念の意義

——ホネットはなぜイェーナ期ヘーゲルの承認論に依拠するのか——

松崎 匠

本稿の目的は、A. ホネットがイェーナ期ヘーゲルの承認論に依拠する理由を考察することにある。そのために、ホネットの主著である『承認をめぐる闘争』における「人倫」概念の意義について検討する。というのも、ホネットは若きヘーゲルの人倫に、自立した個人と個人とのあいだの相互承認関係に基づく共同体の構想を見出すからである。このような相互承認関係の拡大を、承認をめぐる闘争の目標として提示するためには、まず、人倫を相互承認の段階論の導入によって再構成する必要がある。さらに、さまざまな自己実現にかかわる諸価値に開かれた闘争の場として、人倫の形式的な構想が必要となる。いまや人倫は「善き生」、すなわち他者とともにある自己実現の可能性の条件となる。それによって、ホネットは善き生がどのようにして可能なのかという問題を、批判的社会理論さらには社会構想の問題として提起することができるのである。

## 1 問題提起

A. ホネットは、J. ハーバーマス以後の批判的社会理論を代表する哲学者・社会学者の一人である<sup>1</sup>。ホネットが、G. W. F. ヘーゲルの承認論に基づきながら、かれ独自の批判的社会理論を構築してきたことは広く知られている。しかし、ホネットがとくにイェーナ期におけるヘーゲルの承認論に依拠する理由についてはかならずしも明確にされていない。ホネットはなぜイェーナ期ヘーゲルの承認論に依拠するのだろうか。本稿はこの問題に取り組むことで、「善き生」のための社会構想に向けて、ホネットの承認論を再構成することをめざしたい。

この問題をとくための鍵は、ホネットの主著である『承認をめぐる闘争』(Honneth [1992]2003=2014)における「人倫 (Sittlichkeit)」概念に求められる。というのも、『承認をめぐる闘争』においてホネットは、今日イェーナ草稿として知られる若きヘーゲルの草稿群に依拠しながら、「人倫」の再構成に取り組んでいるからである。「人倫」というと、ふつう後期の『法の哲学』(Hegel [1821]1970=2021)に依拠して、家族、市民社会、そして国家という共同体において実現される自由のことでありと解される。ただし、個人の自由というのは共同体において制限されるものではなく、むしろ共同体においてこそ実現されるものであるという立場は、すでに若きヘーゲルのテクストにおいても見出されるものである(三重野 2022: 45)。ホネットの『承認をめぐる闘争』においては、家族、市民社会、そして国家という共同体における個人の自由というよりは、むしろこれらの共同体に属する個人と個人との間の承認関係が強調され、それらは「愛」、「法権利」、そして「連帯」という承認関係として抽出される。

本稿では、ホネットの承認論を、イェーナ期ヘーゲルの承認論を批判的社会理論として再構成する試みとして仮定したうえで、まず、ホネットの承認論に関する近時の研究動向を精

査する。次に、『承認をめぐる闘争』における「人倫」概念の意味を確認するために、ホネットが「人倫」をどのように再構成しているのかを再検討する。より具体的には、ホネットにおけるイエーナ草稿の読解と、承認をめぐる闘争の目標にそれぞれ検討を加える。こうした議論を通じて、最後に、ホネットがイエーナ期ヘーゲルの承認論に依拠する理由について考察するとともに、それによって得られる示唆を述べる。

## 2 イエーナ期ヘーゲルの承認論から批判的社会理論へ

ホネットは、ヘーゲルの実践哲学を承認論に着目して読みなおすことを通して、その復権に大きく貢献していると評価されている（斎藤 2019: 125）。ヘーゲルの承認論と言えば、『精神現象学』（Hegel [1807]1988=2018）の「自己意識」章における「主人と奴隷」論がつとに有名であるが、ホネットはむしろ『精神現象学』以前に執筆されたとされる草稿群における承認論に着目する（Hegel [1802]1970=1995, [1802/03]1967=1996, [1803/04]1986=1999, [1805/06]1969=1999）。本稿においても、『精神現象学』における承認論というよりもむしろイエーナ草稿における承認論のことを指して「イエーナ期ヘーゲルの承認論」と呼ぶことにする。もっともヘーゲルの承認論というのは、ヘーゲルの実践哲学における新しい研究視角として比較的最近登場したものであるから（高田 1994: 22-5）、その内容も後世の再構成に負うところが大きい。すなわち、ヘーゲル承認論の研究に先鞭をつけたのは、J. ハーバーマス（Habermas 1968=[1970]2000）のほか、L. ジープ（Siep 1974=2019, 1979）、A. ヴィルト（1982）らであり、そしてかれらの研究の成果が、ホネット承認論の基礎になっていると考えられる<sup>2</sup>（岡崎 2016: 67-8）。であるにもかかわらず、ホネットによるヘーゲル承認論の解釈を主題とした研究は、意外なほどにすくない（高田 2021: 125）。そのかぎり、ホネットがヘーゲルの承認論をどのように再構成しているのかという論点は、ホネット承認論研究の要諦に位置しているといえよう。

ホネットによるヘーゲルの承認論解釈については、近年、ヘーゲル研究者らによって検討が加えられ、その成果が蓄積されつつある。それによってホネットの解釈にはいろいろな問題点があることも指摘され、その妥当性についてはいまなお議論の余地がある（Mesch 2005; 大河内 2016; 斎藤 2019; 重松 2021; 高田 2019, 2021）。ホネットによるヘーゲルの承認論解釈のポイントは、共同体と個人との間の承認というよりも、むしろ自立した個人と個人との間における相互承認の諸契機のほうが強調される点にある（高田 2019: 18）。ホネットはそうした相互承認の諸契機を、ヘーゲルの草稿「人倫の体系」（Hegel [1802/03]1967=1996）から、「愛」、「法権利」、そして「連帯」という3つの承認形式として取り出す（Honneth [1992]2003: 33-45=2014: 23-33）。従来のホネット研究において、「人倫」という概念についてはかならずしも主題的な検討が加えられてないように見えるが、本稿において「人倫」に着目するのは、そうすることによって「愛」、「法権利」、そして「連帯」という3つの承認形式がどのように関連しているのか、それらの有機的な関連を明らかにすることができるからである。

他方、本稿においてこの「人倫」に着目するのは、『承認をめぐる闘争』という著作におけるホネットの次のようなねらいに由来する。すなわち、ずばり「承認をめぐる闘争」という

理念を、コンフリクトにみちた「社会の発展過程にたいする批判的な解釈枠組み」(Honneth [1992]2003: 274=2014: 228)として提示するというねらいである。そのような批判的な解釈枠組みが要請されるのは、ホネットの承認論がなんらかの規範的な視座から社会を診断・批判する批判的社会理論でもあるからである(出口 2010: 17)。もちろんそのような診断・批判は、現実に対して超越的な視座から遂行されるのではなく、あくまで対象に内在したものとして遂行される(出口 2010: 17)。ホネットの承認論においては、当然のことと見なされている承認への期待が裏切られることによって惹起される道徳的な不正意識に内在し、それによって導かれる道徳的なコンフリクトが、承認をめぐる闘争として再構成される(出口 2010: 18)。そして承認をめぐる闘争をモデルにして歴史の発展過程を解釈するためには、そのための規範的な判断基準として、善き生の条件としての「人倫」を理論的に正当化する必要があるからである(Honneth [1992]2003: 270, 274=2014: 225, 228, 強調は引用者による)。

それでは「人倫」は理論的にどのように正当化されるのだろうか。そのために、ヘーゲルの「人倫」が批判的社会理論の問題としてどのように再構成されるのか。さらにその上でこの「人倫」が善き生の条件としてどのように構想されているのか。これらの問題を踏まえて、次節以降では、ホネットにおけるイエーナ草稿の読解と、承認をめぐる闘争の目標にそれぞれ検討を加える。

その後、最後の節では、ホネットがイエーナ期ヘーゲルの承認論に依拠する理由について考察するとともに、社会構想にとっての示唆を述べる。

一般に社会構想においては、望ましい社会とはどのような社会なのかという問題提起が欠かせない(船橋 1996: 2)。もちろんその前提となる人間観がどのくらいの確であるかという問題もあるが、ホネットの人間観の一端は、主体がなぜコンフリクトに向かうのかを、相互行為における尊重欠如の経験と失われた承認の獲得という動機に着目して明らかにするいわば人間学的なアプローチから、うかがい知ることができる(日暮 2008: 183-224, 235-6)。このような人間学的なアプローチは、さらに、「愛」、「法権利」、「連帯」という承認関係の基底にある、人間を人間として承認するという態度の発見に結びつく(宮本 2005; 水上 2009: 96-7)。あるいは、主体がどのようにコンフリクトに向かうのか、もっと言えばどのように社会批判へと向かうのかを、その心理的なメカニズムに着目して明らかにするホネットのアプローチによって、「ポスト・モダン的な自己」、すなわち「多様なアイデンティティの可能性の中から真の自己実現を実験的に志向する存在」(出口 2011: 430-1)の批判的潜勢力を見出すことができる(藤本 2020)。

本稿においては、一方でこのような人間観を前提として、他方で、そのような人間によって構成される社会の望ましい在り方とはどのようなものだろうかという問いへの応答可能性を、他者とともにある自己実現が可能となる場としての「人倫」のなかを探る。それによって、承認をめぐる闘争という実践において示されるはずの新しい価値を理論的にさぐり出すという展望が開かれる。

### 3 ホネットによるイエーナ草稿の読解

ホネットは、「承認をめぐる闘争」を社会の発展過程の解釈枠組みとして妥当させるために、イエーナの草稿群、より具体的にはいわゆる「自然法論文」(Hegel [1802]1970=1995)、「人倫の体系」(Hegel [1802/03]1967=1996)、「精神哲学草稿Ⅰ」(Hegel [1803/04]1986=1999)、「精神哲学草稿Ⅱ」(Hegel [1805/06]1969=1999)を参照する。その際にホネットの読解にとって鍵となるのは、「人倫の体系」における間主観的な人倫の概念である<sup>3</sup>。

もともとヘーゲルにおける人倫とは、普遍的な自由と個別的な自由との一体性のことでありと解される<sup>4</sup> (Hegel 1802: 471=1995: 48; Honneth [1992]2003: 24=2014: 16)。言ってしまうと、それは共同性と個人の自由が両立しているあり方のことであると考えられる。ただしホネットは、このようなあり方にも含まれうる問題を別出し、その問題を克服するための契機を個人と個人との間における相互承認の局面のなかに見出す。すなわち、とくに「両親と子ども」のあいだにおける「愛」(Hegel [1802/03]1967: 18=1996: 31; Honneth [1992]2003: 34=2014: 24)、「人格」として形式的な法にしたがう「法」(Honneth [1992]2003: 34=2014: 24)、そして「連帯」という、感情にまで及ぶ承認の関係である (Honneth [1992]2003: 44=2014: 33)。

本節ではまず、ホネットがヘーゲルにおける人倫にどのような問題を発見するのかを確認するために、人倫の実体主義的なモデルと主体の自己関係のモデルにそれぞれ検討を加える。次にホネットがその問題をどのように克服するのかを確認するために、相互承認の段階論の導入について検討を加える。

#### 3-1 人倫の実体主義的なモデル

ここでいう人倫の実体主義的なモデルというのは、主体の自己関係的なモデルにしたがって把握される人倫の組織形態のことであり、より具体的には、立憲君主制のことを指してそう呼ばれる (Honneth [1992]2003: 101=2014: 83-4)。その際、ホネットによって問題視されているのは、一人の世襲君主をして代議制による統治機関を司らしめる、という構想である (Honneth [1992]2003: 101=2014: 83-4)。要するに、頂点としての君主が、立法権 (議会)、統治権 (司法・行政・団体)、そして君主権をいったんは分節化し、これらがもつ独自の最終決定権を再び自己のもとに統合するということである (岩佐・島崎・高田 1991: 204-8)。ホネットはこのような国家の実体的な統一のことを実体主義的なモデルと呼び、その問題点をクリアーに示そうとする。この構想は、ヘーゲルの草稿「精神哲学草稿Ⅱ」(Hegel [1805/06]1969=1999)における、以下のような叙述によって、確証される。

自由な普遍的なものは個性という〈点〉である。この個性は万人の知からはおよそ自由であって、万人によって、統治府という極として設立されるようなものではない。それゆえ、それは直接的な個性、ひとつの自然的な個性である。それがすなわち、世襲君主である。彼は全体の確固たる、直接的な結節点である。(Hegel [1805/06]1969: 250=1999: 213)

この立憲君主制というモデルにしたがって政治的な意思形成のプロセスを説明するならば、

国家の創設は、カリスマ的な指導者の人格によってコンフリクトに静止状態がもたらされる物語として説明される（Honneth [1992]2003: 18, 99-100=2014: 12, 83）。というのも、一人の英雄の単独性が、国家の一枚岩的な権威を予示しており、服従するように強制することができるからである（Honneth [1992]2003: 100=2014: 83）。ホネットによるこのような認定は、「精神哲学草稿Ⅱ」における、偉人による国家創建の物語という叙述によるならば、追認されるように思われる。

それゆえ、国家というものはすべて、偉人たちの傑出した権力によって創建されてきたのであって、物理的な力によって創設されたのではない。ちなみに、肉体上の強さということでは、多数の方がひとりの人物よりも勝る。しかし、偉人は、他の人々が彼を自分たちの主人と呼びたいくなるような何かを、相貌のうちに具えている。人々は己れの意志に反して偉人に帰服する。彼らの意に反して、偉人の意志が彼らの意志なのである。彼らの直接的に純粋な意志は偉人の意志である。ただし、彼らの自覚的な意志は別である。偉人は、彼らの直接的で純粋な意志を自分の側にもっている。そして、人々は欲しないにもかかわらず、[帰服] しないではいられない。これが、絶対的意志を知り、言明するという、偉人のもつ天賦の資質である。万人が彼の旗下に集まる。彼は彼らの神である。（Hegel [1805/06]1969: 246=1999: 207-8）

ホネットによれば、このような権威的な国家像における限界は、ヘーゲルが国家の基礎づけを一方的な服従行為としてとらえているという点に見出される（Honneth [1992]2003: 100=2014: 83）。ホネットいわくヨーロッパ近代の成立期における思想家であるマキアヴェルリや Th. ホッブズのように、国家行為を権力のたんなる目的合理的な貫徹に限定する傾向にたいして、もともとヘーゲルは間主観的なコンフリクトにみちた自由な市民の共同体の構想を提示しようと試みていたのだった（Honneth [1992]2003: 18, 42=2014: 12, 31）。しかし、ヘーゲルは結局、みずから承認論者としてのすべての思考を抑制し、N. マキアヴェルリの『君主論』にさえ絶大な敬意を表するのである<sup>5</sup>（Honneth [1992]2003: 100=2014: 83）。

### 3-2 主体の自己関係のモデル

以上のように、ヘーゲルが人倫の実体主義的なモデルに帰結するのは、かれが人倫の「国家体制」（Hegel [1805/06]1969: 242-73=1999: 203-43）までをも、徹底して、主体の自己関係のモデルにしたがって構成しているからである（Honneth [1992]2003: 96-7=2014: 80）。

すでに述べておいたように、ヘーゲルにとって、国家とは、法的現実という精神がすでにあとにした段階をもういちど記述するための反省行為を制度的に具体化したものである。しかし、精神が遂行すべきことを国家が代行しなければならないとすれば、国家は、主体が法領域において同等の高さに保っている相互行為の関係を自分自身の対象化の契機にしなければならなくなる。それに応じて、人倫の領域の構成は、社会生活のすべてのエレメント（要素）が国家という包括的なものの構成要素に変化する過程として完成される。だが、そうすることによって、基本的に精神とその外化した産物とのあいだ

に存在するのとおなじ依存傾向が国家と社会成員とのあいだに生じてしまう。(Honneth [1992]2003: 98-9=2014: 82)

この主体の自己関係のモデルにしたがうならば、国家は、一方の主体が他方を客体として媒介しながら自己自身に還帰する過程として捉えられる (Honneth [1992]2003: 98-9=2014: 82)。それによって、法的な相互承認の領域における主体と主体のあいだの相互行為の関係とそこから生じる承認をめぐるコンフリクトの契機は失われてしまう。ホネットが構想するのはこのような歴史の解釈枠組みではない。むしろ、「人倫の生成 (Werden der Sittlichkeit)」(Hegel 1802: 507=1995: 85) の行程が、主体どうしのあいだで生じる実践的コンフリクトを契機とする、人間の個性の次元についての間主観的な承認をめざす闘争によって導かれる、という解釈枠組みである (Honneth [1992]2003: 32=2014: 22-3)。

### 3-3 相互承認の段階論の導入

このように、人倫の未発達な状態から成熟した段階への展開を、孤独な主体の自己関係のモデルにしたがってではなく、主体間の実践的コンフリクトにしたがって跡づけようとするときに、素材とされるのが、ヘーゲルの草稿「人倫の体系」(Hegel [1802/03]1967=1996) である。

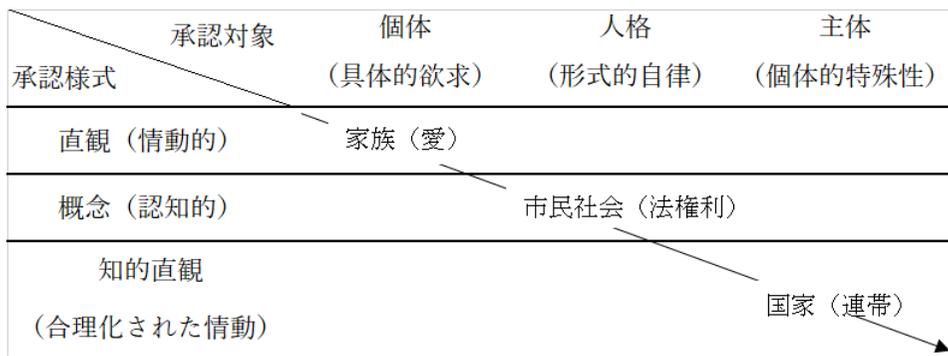
草稿「人倫の体系」における主たるねらいは、近代の自然法に抗して、「人間という諸々の原子から初めて二次的に構成されるのではない『人倫的生活』」(Jaeschke 2003=2016: 212-3) のイメージを提示することにある。本稿においては、その内容について立ち入って検討を加えることはできないけれども、ホネットは、この草稿「人倫の体系」における「犯罪 (Verbrechen)」章の解釈を通して、主体のあいだで生じる実践的なコンフリクトを、社会的な生活連関の内部における人倫の運動の契機としてすくい出そうと試みる (Honneth [1992]2003: 32=2014: 22-3)。

草稿「人倫の体系」は、「相関においてある絶対的人倫」、「否定的なもの、或いは自由、或いは犯罪」、そしてつまり「人倫」の全三部によって構成されており、なかでも、第二部「否定的なもの、或いは自由、或いは犯罪」においては、犯罪のさまざまな形態が論じられている (Hegel [1802/03]1967: 38-52=1996: 68-92; Riedel 1969=1976: 62; Honneth [1992]2003: 36=2014: 26)。ホネットによれば、「物理的否定」、「強奪」、「盗み」、「抑圧」、「復讐」、「闘争」、そして「戦争」という、犯罪のいろいろな形態が発生する要因は、「犯罪者」にとっての、満足に承認されていると思われぬという経験のなかに見出される (Honneth [1992]2003: 37=2014: 27)。そうすることによって、ホネットは、人倫の展開を、(ヘーゲルにおける直観と概念との相互包摂という方法によってではなく) 相互承認の段階論によって叙述しようと試みるのである。

人間個体は、家族の感情的な承認関係のところでは具体的な欲求をおこなう存在として、法の認知的・形式的な承認関係のところでは抽象的な法人格として、最後に国家の情動的な啓蒙による承認関係のところでは具体的な普遍として、すなわち社会化された主体というかけがえのない存在 (Einzigartigkeit) として承認されるのである。(Honneth

[1992]2003: 45=2014: 34)

ホネットによれば、そのつどの承認関係の諸制度とモデルがよりはっきりと区別されるならば、相互承認の段階論は、図1のように、家族における愛、市民社会における法権利、そして「国家」(価値共同体)における連帯としてあらわされる<sup>6</sup> (Honneth [1992]2003: 45=2014: 34)。そのつどの実践的なコンフリクトが承認関係を一步ずつ拡大していくことができるのであり、そのことが、図1においてはよりいっそうの「普遍化」の方向性を指す対角線の軸にそって、道徳的な進歩の歴史過程として表わされるものと考えられる (Honneth [1992]2003: 46-7, 270=2014: 34-5, 225)。筆者の見るところ、ホネットは、承認関係の拡大を、普遍化、言い換えれば道徳的な進歩の目標として提示することによって、歪められた承認関係を社会の「誤った」発展過程として批判的に解釈することができるようになるのである<sup>7</sup>。



(出所) Honneth ([1992]2003: 46=2014: 34) をもとに作成

図1 相互承認の段階論

#### 4 承認をめぐる闘争の目標

承認をめぐる闘争は、連帯という相互承認の最高段階をめざしている (Honneth [1992]2003: 146=2014: 122)。というのは、連帯関係にある相互行為のパートナーに承認されてはじめて、主体は、自分をかけがえのない人格としてとらえることができるようになるからである (Honneth [1992]2003: 144=2014: 120)。そのためには、自分なりの自己実現の仕方が、善き生という共通の構想からみて価値のあるものとして評価される必要がある (Honneth [1992]2003: 144=2014: 120, 強調は引用者による)。連帯関係における承認様式が社会的な価値評価と呼ばれるのは、そのためである。自己実現とは、相互行為のパートナーによる承認にもとづいて、主体が能力や特性を発達させる過程のことである (Honneth [1992]2003: 139=2014: 116)。また、善き生は、自己実現のための間主観的な前提となる、共同社会の倫理的な目標設定を意味する (Honneth [1992]2003: 140=2014: 116-7)。言い換えれば、善き生は、他者とともにある自己実現という人倫的な関係を、承認をめぐる闘争の目標として示しているともいえる。

それでは、そのような人倫的な関係はどのように構想されるのだろうか。この問題を踏まえて、本節では、まず、近代社会における社会的な価値評価の尺度がどのような性質のもの

であるのかを確認するために、業績評価の個人化という現象を検討する。次に、業績が個人に帰属されるようになるという状況において社会的な価値評価がどのようにおこなわれるのかを確認するために、連帯関係における社会的な価値評価をめぐる闘争に検討を加える。最後に、自己実現にかかわるさまざまな価値に開かれた闘争の場をどのように構想するのかを確認するために、人倫の形式的構想について考察する。

#### 4-1 業績評価の個人化

ホネットによれば、身分制によって編成された伝統社会がしだいに解体されていくにつれて、社会的な価値評価の尺度は、所与のヒエラルヒーに方向づけられるのではなく、よりいっそう個人化された特徴を身につけ、対称的な関係をつくりだすことができるようになる（Honneth [1992]2003: 198-200=2014: 165-7）。

社会的な価値宇宙は、形而上学的な妥当性の基盤とともに、客観性の性格も、社会的な名声の等級をしっかりと行動規範として確立する能力も失ってしまう。したがって、近代への入口のところでブルジョワジーが貴族の封建的な名誉観に反対して開始した闘争は、新たな価値原理を貫徹しようとする集団的な試みであるだけでなく、価値原理一般の地位をめぐる闘争の幕開けでもあったのである。人格の社会的な名声が、集団全体の類型に名義変更されるようにあらかじめ定義づけられた性質の価値にそくして評価されるべきかどうか、いまはじめて自由裁量に委ねられる。いまや主体は、闘いとられた社会的な価値評価の領域において、生活史のなかで個人化された重要な存在としてようやく登場するのである。（Honneth [1992]2003: 202=2014: 168-9）

したがって、古い承認秩序が課していた、身分に特有の行動強制にたいする市民階級の闘争は、だれが社会的な目標設定の実現に貢献するのかがはっきりとわかるようなかたちで、個人化を導く（Honneth [1992]2003: 203=2014: 169）。すなわち、いかなる生活態度が倫理的に許容される形態として妥当するのかは、もはやあらかじめ定められていないのだから、社会的な価値評価は、もはや集団の性質にではなくて、個別者の生活史において発達してきた能力のほうに向かいはじめるのである（Honneth [1992]2003: 203=2014: 169）。業績の個人化にともない不可避免的に生じるのは、社会的な価値表象が人格的な自己実現のさまざまな仕方に開かれていく、ということである（Honneth [1992]2003: 203=2014: 170）。以降、いまや階級や性別に特有なかたちで規定された価値多元主義が、個別者の業績やその社会的な価値の尺度を規定する文化的な方向づけを形づくる（Honneth [1992]2003: 203=2014: 170）。

#### 4-2 連帯関係における社会的な価値評価をめぐる闘争

ホネットによれば、このような承認形式の個人化にともない、個別者はいまや、自分の業績にたいして文化的基準にしたがって社会的に受ける尊重を、もはや集団全体に帰する必要はなく、積極的に自分自身に帰属させることができる（Honneth [1992]2003: 209=2014: 174）。それぞれの社会成員が、自分自身をこのように価値評価するという状況にあるかぎり、社会的連帯のポスト伝統的な状態について語るることができるのである（Honneth [1992]2003:

209=2014: 174)。したがって、連帯は、近代社会という条件のもとにおいては、個人化された自律的主体のあいだにおける、対称的な価値評価がおこなわれる社会関係という前提に結びつけられている (Honneth [1992]2003: 209=2014: 174)。すなわち、あらゆる主体が、集団によって等級づけられることなく、その業績と能力とにおいて、自分のことを社会にとって価値のあるものとして経験する機会をもつという意味で、対称的な価値評価がおこなわれる関係のことを、ホネットは、連帯関係と名づける (Honneth [1992]2003: 209-10=2014: 174-5)

業績という抽象的となった模範理念は、普遍的に妥当する準拠体系をもはや与えてはくれないのだから、文化的な面においてたえず補足的な解釈を施すことによって、具体化されなければならない (Honneth [1992]2003: 205=2014: 171)。したがって、自己実現のさまざまな形式に認められる価値や、それに応じた性質や能力が定義される仕方もまた、基本的には、社会的な目標設定についての、歴史的にそのつど支配的である解釈にしたがって評価される (Honneth [1992]2003: 205=2014: 171)。もちろん、この解釈の内容もまた、いかなる社会集団が自分たちの業績や生活形式を公的にとくに価値のあるものとして解釈せしめることに成功するかどうか、にかかっているのだから、この二次的な解釈実践は、文化的に永続するコンフリクトにはかならない、と理解することができる (Honneth [1992]2003: 205=2014: 171)。すなわち、社会的価値評価の関係は、近代社会においては、さまざまな集団が文化的な正統性という象徴的な暴力を用い<sup>8</sup>、普遍的な目標設定との関わりにおいて自分たちの生活様式に結びつけられた能力の価値を高めようとする永続的な闘争に支配されるのである (Honneth [1992]2003: 205-6=2014: 171)。

#### 4-3 人倫の形式的構想

自己実現の構造を解明するということには、それがそのまま歴史的には一回かぎりの、特定の生活理念の解釈になってしまう、という危険がつきまとう (Honneth [1992]2003: 277=2014: 230)。というのも、自己実現の条件についてより多くのことを知るためには、実質的な、あるいは十分に内容のある個別の生活形態を考慮する必要があるからである (Honneth [1992]2003: 277, 279=2014: 231, 233)。したがって、愛される主体として自分自身を信頼するようになること、法的な人格として互いに尊重しあうこと、そして互いの能力と性質を価値評価しあうことは、自己実現の実質的な条件として前提とされる一方で、それらが特定の生活理念を体現しているのではないかという疑念を呼び起こさないように、十分に抽象的に、あるいは形式的に規定されなければならない (Honneth [1992]2003: 278-9=2014: 232)。すなわち、愛、法権利、そして連帯という三つの承認モデルが、人倫の形式的構想の内実として提示されるのである。それらは、すでに規定された制度体というのではなく、一般的な行動モデルであるのだから、すべての特殊な生活形式の具体的な総体性<sup>9</sup>として抜き出される (Honneth [1992]2003: 279=2014: 233)。もちろん、近代法における承認の内容が自由権、参加権、そして幸福権へと一歩ずつ拡大したのと同様に、社会的な価値評価の尺度も、歴史的に可変的なものなのであるから (Honneth [1992]2003: 198=2014: 165)、どのような能力や特質に社会的な価値が認められるのかをめぐって、たえずコンフリクトがおこなわれることとなる。したがって、人倫の形式的な構想につき示される実質的な価値は、伝

統社会全体の文化的な自己理解によって刻印される実体的な価値ヒエラルヒーに求められるのではなくて（Honeth [1992]2003: 201=2014: 167）、むしろ、道徳的に不当なあつかいを受けたという感情から発生する社会闘争のなかに（Honeth [1992]2003: 259=2014: 215）、見出されるべきだろう。

この構想は、愛、そして発達した法的関係という承認形式とならんで、さらにポスト伝統的な連帯を生みだしていくはずの実質的な価値を登場させるのを断念することはできない。だが、ましてこの構想は、このことによって、近代的な人倫の形式の関係構造のなかで特殊なものの空間として描かれている場を占めることもできない。というのは、こうした実質的な価値が、むしろ政治的共和主義の方向を示すものなのか、エコロジー的に基礎づけられた禁欲主義の方向を示すものなのか、あるいは集団的な実存主義の方向を示すものなのか、また経済的・社会的な所与のものの変化を前提にしているのか、それとも資本主義社会の条件に結びつけられたままなのか、このことはもはや理論の問題ではなく、社会闘争の未来の問題なのだからである。（Honeth [1992]2003: 287=2014: 239-40）

そのためには、まず、連帯関係における尊重欠如の経験がいかにして道徳的コンフリクトに結びついていくのかを、社会闘争の発生や展開に関する経験的な歴史研究<sup>10</sup>を再構成することを通して解明する作業が必要になる<sup>11</sup>（Honeth [1992]2003: 266=2014: 221, 2011）。というのも、そうした作業を踏まえて、承認をめぐる闘争という実践において示されるはずの新しい価値を、理論的にさぐり出していくことができるようになると思われるからである。してみると、承認論もまた一つの未完のプロジェクトであるといえるのではないだろうか。

## 5 ホネットがイエーナ期ヘーゲルの承認論に依拠する理由

このように、ホネットがイエーナ期ヘーゲルの承認論に依拠する理由は、善き生が可能となるような社会を構想するためであると考えられる。そのためには、一方で、ヘーゲルのイエーナ草稿における「人倫」を相互承認の段階論を用いて再構成する必要がある。それによって、「承認をめぐる闘争」を社会の発展過程の批判的な枠組みとして妥当させることができるからである。他方で、業績の個人化にともない、さまざまな自己実現にかかわる諸価値に開かれた仕方で善き生を可能にするためには、この人倫を形式的に構想する必要がある。近代という条件のもとにあっても、社会統合が規範的には善き生活という構想に依拠しているかぎり（Honeth [1992]2003: 146-7=2014: 122-3）、ホネットの承認論こそが、善き生がどのようにして実現可能なのかという問題を、批判的社会理論にとっての問題としてのみならず、社会構想の社会学にとっての問題としても提起することができる。

最後に今後の課題について述べる。

まず、批判的社会理論におけるホネット承認論の位置づけをより明確にする必要がある。ホネットによれば、批判的社会理論の課題は、理性的で普遍的なものの歪曲としての社会的病理から、人間を解放することにある（Honeth [2004]2007: 55-6=2019: 66）。この理性的で

普遍的なものというヘーゲル的な理念は、ホルクハイマーからハーバーマスに至る批判的社会理論の展開を貫いている (Honneth [2004]2007: 55-6=2019: 66)。したがって、批判的社会理論の第1世代、第2世代におけるヘーゲルの受容について、ホネットにおけるイェーナ期ヘーゲルの解釈とも比較しながら検討を加えるならば、批判的社会理論におけるヘーゲル主義的基礎の解明にもつながっていくだろう。

次に、社会構想にとっては望ましい社会とはどのような社会なのかという問題提起が欠かせない。本稿を踏まえるなら、この問題提起の一事例として、人倫に基づいた善き生の構想を拡大する道もひらかれるだろう。諸価値をめぐる対立の勃発という困難な状況も、承認をめぐる闘争という規範的なパースペクティブを導入するならば、承認関係の拡大に向かう進歩の過程として解釈することが可能になるだろう。とするならば、諸価値の承認をめぐる闘争がくり広げられる近代社会においてこそ、善き生の出発点として、社会構想が必要とされているのかもしれない。善き生の条件としての人倫がより具体的にどのような形をとるのかは、今後あらためて考えられなければならないだろう<sup>12</sup>。

## 付記

本稿は、2021年度に東京大学大学院人文社会系研究科に提出された修士学位論文に大幅な修正を加えたものである。またその内容の一部は、第17回日本社会学理論学会大会修論フォーラムにおいて報告させていただき、みなさまより有益なご指摘をいただいた。ここに記して御礼申し上げる。

## 注

- 1 ホネットの仕事は現在も進行中であるが、ホネット承認論に関する概説書や論文集は、すでに数多く出版されている (Brink and Owen eds. 2007; Patherbridge 2013; Zurn 2015; Christ et al. eds. 2020)。とりわけ、いわゆるマルチカルチュラルイズム (多文化主義) をめぐる論争の延長線上において、ホネット承認論を政治理論として精緻化する試みが蓄積されている (Thompson 2006)。ただし、かれのもともとの動機が、すくなくともこの論争に応答することにあるのではないという点は、ホネット自身によってすでにはっきりと述べられているため (Honneth [1992]2003=2014: vii)、ホネット承認論をこの論争に対する応答という観点から読み解いていくという企図は、本稿においてはさしあたり退けられる。もちろん、ホネットはマルチカルチュラルイズムそのものの否定を企図しているわけではないだろう。むしろ、マルチカルチュラルイズムをめぐる論争の文脈においては、Ch. テイラーの試みが参照されるべきである (Taylor 1989)。さらに、これに関連して、N. フレイザーのほか、いわゆるフェミニズムの理論家との対話の試みもおこなわれており (Honneth und Fraser 2003=2012; Fricker 2018)、いずれもホネットの承認論を生産的に応用する試みとしてたいへん興味深い。そうした試みに対して、『承認をめぐる闘争』におけるヘーゲル受容に着目して、ホネットのもともとの動機をさぐり出すというアプローチをとるところに、本稿の特長があるといえる。
- 2 ただし、いわゆるヘーゲル承認論の研究に先鞭をつけた論者として、L. シュトラウス (Strauss 1965=1990) に範を取る見方も存在する (Siep 1974=2019; 岡崎 2016: 66)。しかし、『承認をめぐる闘争』においてシュトラウスについての言及はないため、本稿においては、シュトラウスの議論に踏み込むことはできない。
- 3 たとえば、『精神現象学』を完成させる過程でこの間主観的な人倫の概念が放棄された、とホネットが述べる場合、しかしかならずしもテキストの典拠が明示されているわけではない。『精神現象

学』の「理性」章によれば、人倫とは、「諸個体が自立的な現実性をたもちながらも、みずからの本質にあって絶対的に精神的なしかたで統一されているありかたにほかならない」(Hegel [1807]1988: 234=2018: 544)。

- 4 この人倫というのは、W. イェシュケ (Jaeschke 2003=2016) による区分にしたがうならば、フランクフルト期 (1787~1800 年) のテキストからハイデルベルク期およびベルリン期 (1816~1831 年) のテキストに至るまで、幅広く登場している。ヘーゲルにおける人倫 (性) については三重野 (2010) を、とりわけその問題点については三島 (1995) をも参照されたい。
- 5 たしかに、ホネットによるこのようなヘーゲル解釈が、いささかモデル化されすぎている憾みがないわけではない。むしろ、たんなる「プロイセンの国家哲学者」という見方にとどまらない、「ヘーゲルの実像」が、権左武志 (2013) の手によって描き出されているので、参照されたい。
- 6 ホネットによれば、草稿「人倫の体系」以降に執筆された、「精神哲学草稿Ⅰ」(Hegel [1803/04]1969=1999) と「精神哲学草稿Ⅱ」(Hegel [1805/06]1969=1999) とは、それぞれ下記のような理由によって、重要である。すなわち、「精神哲学草稿Ⅰ」における意識哲学への転換は、方法論的には、上述の相互承認の段階論に対応する主体性論の見返りを、ヘーゲル自身に与えたからであり (Honneth [1992]2003: 47-53=2014: 36-41)、また、ヘーゲルはそれによって、「精神哲学草稿Ⅱ」においては社会契約への移行を、承認をめぐる闘争の過程として解釈することができるようになったからである (Honneth [1992]2003: 54-105=2014: 42-87)。ヘーゲルの哲学体系における、「精神哲学草稿Ⅰ」と「精神哲学草稿Ⅱ」の意義について、ホネットは、精神の形成過程に関する独自の体系構成を築きあげている (、がその体系構成はのちに見捨てられてしまう) という J. ハーバーマスの解釈をほぼ完全に踏襲するようにして (Habermas 1968: 9-10=[1970]2000: 9-11)、次のように叙述する。「すなわち、ヘーゲルがイエーナ講義において、承認をめぐる闘争という社会構造モデルを最初の修養段階に組み入れたおかげで、この構造モデルは、絶対精神を実現するのではなく、むしろ人倫共同体を発展させていく原動力になっていくことができるのである」(Honneth [1992]2003: 58=2014: 45)。しかし、「精神哲学草稿Ⅱ」における「国家体制」の章に至ると人倫は、モノローグ的に自己形成する精神の形象になってしまっており、間主観性の形態をかたちづくることはもはやない (Honneth [1992]2003: 102=2014: 85)。
- 7 ホネットは、ハーバーマスによるコミュニケーション論的転回によって、歴史を退歩もしくは退行としてではなく、進歩として捉えることができるようになった点を評価する (Honneth 1982; 徳永 1989)。というのも、ハーバーマスは、歴史哲学的な基礎概念においてはフランクフルト学派の伝統に逆らい、「労働」と「相互行為」という行為類型を区別することによって、合理化を道具的合理化としてのみならず、コミュニケーション的合理化としても考えることができるようになったからである (Honneth 1982: 98-100)。
- 8 象徴的な暴力 (violence symbolique) は、もともと P. ブルデューの用語である (Bourdieu et Passeron 1970=1991)。それは、文化的な恣意を正統的なものとして押しつける力である (Bourdieu et Passeron 1970=1991: 18)。
- 9 なお、このエレメント (Element) というのは、ヘーゲルに固有の意味で使用されている場合は、「境域」、「境位」、「場面」、「場」などと訳される (岩佐・島崎・高田 1991: 60)。
- 10 こうした経験的な歴史研究の範例として、イギリスの歴史家 E. P. トムスンによる研究が参照される。ホネットによれば、トムスは、イギリスの下層階級が資本主義的な産業化の開始に反抗する動機となった、日常的な道徳観を調べることによって、あらゆる研究のアプローチに道を拓くことができたからである (Honneth [1992]2003: 267=2014: 222; Thompson: 1980)。
- 11 こうして、道徳性と人倫との関係という古典的な問題が、あらためて浮上してくるようになる (Habermas 2019=2021)。
- 12 強いて言うなら、このような人倫の今日的形態の一つとして福祉国家が挙げられよう (武川 1996, 2007)。

## 文献

- Brink, Bert van den and David Owen eds., 2007, *Recognition and Power: Axel Honneth and the Tradition of Critical Social Theory*, New York: Cambridge University Press.
- Bourdieu, Pierre et Jean-Claude Passeron, 1970, *La Reproduction: Éléments pour une théorie du système d'enseignement*, Paris: Minuit. (宮島喬訳, 1991, 『再生産』藤原書店.)
- Christ, Julia, Kristina Lepold, Daniel Loick and Titus Stahl eds., 2020, *Debating Critical Theory: Engagements with Axel Honneth*, Lanham: Rowman and Littlefield.
- 出口剛司, 2010, 「アクセル・ホネットの承認論と批判理論の刷新——批判理論はネオリベリズム的変革をどう批判するのか」『現代社会学理論研究』4: 16-28.
- , 2011, 「批判理論の展開と精神分析の刷新」『社会学評論』61(4): 422-38.
- Fricker, Miranda, 2018, “Epistemic Injustice and Recognition Theory: A New Conversation — Afterword,” *Feminist Philosophy Quarterly*, 4(4): 1-5.
- 権左武志, 2013, 『ヘーゲルとその時代』岩波書店.
- 藤本ヨシタカ, 2020, 「批判理論と精神分析、そのつながりをめぐる一展望——アクセル・ホネットの「ポストモダン・アイデンティティ」論から「本源的承認」論への展開に着目して」『唯物論研究』150: 48-60.
- 船橋晴俊, 1996, 「社会構想と社会制御」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『社会構想の社会学』岩波書店, 1-24.
- Habermas, Jürgen, 1968, “Arbeit und Interaktion”, in: *Technologie und Wissenschaft als Ideologie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 9-47. (長谷川宏訳, [1970]2000, 「労働と相互行為——ヘーゲルの「イエナ精神哲学」への註」『イデオロギーとしての技術と科学』平凡社, 9-51.)
- , 2019, “Noch einmal: Zum Verhältnis von Moralität und Sittlichkeit,” *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 67(5): 729-43. (三島憲一訳, 2021, 「道徳性と人倫の関係についていまいちど」『思想』1171: 7-27.)
- Hegel, Georg, W. F., 1802, “Über die wissenschaftlichen Behandlungsarten des Naturrechts, seine Stelle in der praktischen Philosophie, und sein Verhältniß zu den positiven Rechtswissenschaften,” in: Karl Markus Michel und Eva Moldenhauer hrsg., 1970, *Werke in 20 Bänden, Bd.2, Jenaer Schriften 1801-07*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 434-530. (松富弘志・国分幸・高橋洋児訳, 1995, 『近代自然法批判』世界書院.)
- , [1802/03]1967, *System der Sittlichkeit*, Hamburg: Felix Meiner. (上妻精訳, 1996, 『人倫の体系』以文社.)
- , [1803/04]1986, *Jenaer Systementwürfe I: Das System der spekulativen Philosophie*, Klaus Düsing und Heinz Kimmerle, hrsg., Hamburg: Felix Meiner. (加藤尚武監訳, 1999, 「精神哲学草稿Ⅰ」『イエナ体系構想——精神哲学草稿Ⅰ・Ⅱ』法政大学出版局, 1-113.)
- , [1805/06]1969, *Jenaer Realphilosophie*, Johannes Hoffmeister, hrsg., Hamburg: Felix Meiner. (加藤尚武監訳, 1999, 「精神哲学草稿Ⅱ」『イエナ体系構想——精神哲学草稿

- I・II』法政大学出版局, 115-249.)
- , [1807]1988, *Phänomenologie des Geistes*, Hamburg: Felix Meiner. (熊野純彦訳, 2018, 『精神現象学 上』筑摩書房.)
- , [1821]1970, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, in: *Werke in zwanzig Bänden, Bd. 7*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳, 2021, 『法の哲学——自然法と国家学の要綱(上)・(下)』岩波書店.)
- 日暮雅夫, 2008, 『討議と承認の社会理論——ハーバーマスとホネット』勁草書房.
- Honneth, Axel, 1982, “Von Adorno zu Habermas: Zum Gestaltwandel kritischer Gesellschaftstheorie,” in: Wolfgang Bonß und Axel Honneth hrsg., *Sozialforschung als Kritik: Zum sozialwissenschaftlichen Potential der Kritischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 87-126.
- , [1992]2003, *Kampf um Anerkennung: Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte: Mit einem neuen Nachwort*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (山本啓・直江清隆訳, 2014, 『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法〔増補版〕』法政大学出版局.)
- , [2004]2007, “Eine soziale Pathologie der Vernunft: Zur intellektuellen Erbschaft der Kritischen Theorie,” *Pathologien der Vernunft: Geschichte und Gegenwart der Kritischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 28-56. (宮本真也訳, 2019, 「理性の社会的病理——批判理論の知的遺産をめぐる」出口剛司・宮本真也・日暮雅夫・片上平二郎・長澤麻子訳『理性の病理——批判理論の歴史と現在』法政大学出版局, 29-67.)
- , 2011, *Das Recht der Freiheit: Grundriß einer demokratischen Sittlichkeit*, Berlin: Suhrkamp.
- Honneth, Axel und Nancy Fraser, 2003, *Umverteilung oder Anerkennung?: Eine politisch-philosophische Kontroverse*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (加藤泰史監訳, 2012, 『再配分か承認か? ——政治・哲学論争』法政大学出版局.)
- 岩佐茂・島崎隆・高田純編, 1991, 『ヘーゲル用語事典』未来社.
- Jaeschke, Walter, 2003, *Hegel-Handbuch: Leben – Werk – Schule*, Stuttgart: J. B. Metzler. (神山伸弘・久保陽一・座古田豊・島崎隆・高山守・山口誠一監訳, 2016, 『ヘーゲルハンドブック』知泉書館.)
- Mesch, Walter, 2005, “Sittlichkeit und Anerkennung in Hegels Rechtsphilosophie: Kritische Überlegungen zu Theunissen und Honneth,” *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 53: 349-64.
- 三重野清顕, 2010, 「共同体の倫理——時間論的視座より」『理想』685: 36-46.
- , 2022, 「ヘーゲルの承認論とその背景——つながりのある社会の実現へと向けて」東洋大学福祉社会開発研究センター『認め合い、支え合う福祉社会の近未来』中央法規, 42-57.
- 三島憲一, 1995, 「伝統と習俗の正当性をめぐって」『岩波講座現代思想 16 権力と正統性』岩波書店, 301-45.
- 宮本真也, 2005, 「コミュニケーションのエピステモロジーへ」東北社会学研究会編『社会学研究』78: 95-117.

- 水上英徳, 2009, 「アクセル・ホネットにおける承認の行為論——承認論の基礎」『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』46: 89-102.
- 岡崎龍, 2016, 「コラム1 社会哲学の研究動向」田中拓道編『承認——社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版社, 64-73.
- 大河内泰樹, 2016, 「リベラリズム批判としての承認論——「正義」と「善」の関係をめぐって」『承認——社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版社, 39-63.
- Petherbridge, Danielle, 2013, *The Critical Theory of Axel Honneth*, New York: Lexington Books.
- Riedel, Manfred, 1969, *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (清水正徳・山本道雄訳, 1976, 『ヘーゲル法哲学——その成立と構造』福村出版.)
- 斎藤幸平, 2019, 「貧者は承認されるのか? ——資本主義における承認の野蛮化をめぐって」『思想』1137: 123-39.
- Siep, Ludwig, 1974, “Der Kampf um Anerkennung. Zu Hegels Auseinandersetzung mit Hobbes in den Jenaer Schriften,” *Hegel Studien*, 9: 155-207. (山内廣隆編・訳, 2019, 「承認をめぐる闘争——イェナ期著作におけるヘーゲルのホッブズとの対決」『ジープの承認論』こぶし書房, 11-96.)
- , 1979, *Anerkennung als Prinzip der praktischen Philosophie: Untersuchungen zu Hegels Jenaer Philosophie des Geistes*, München: Alber.
- 重松博之, 2021, 『ヘーゲル承認論と法』成文堂.
- Strauß, Leo, 1965, *Hobbes' politische Wissenschaft*, Neuwied am Rhein: Luchterhand. (添谷育志・谷喬夫・飯島昇蔵訳, 1990, 『ホッブズの政治学』みすず書房.)
- 高田純, 1994, 『承認と自由——ヘーゲル実践哲学の再構成』未来社.
- , 2019, 「ホネットのヘーゲル承認論解釈の問題点(上)」『旭川大学経済学部紀要』78:1-26.
- , 2021, 「ホネットのヘーゲル承認論解釈の問題点(下)」『旭川大学経済学部紀要』第79・80合併号: 97-125.
- 武川正吾, 1996, 「社会福祉と社会政策」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『社会構想の社会学』岩波書店, 25-48.
- , 2007, 『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会.
- Taylor, Charles, 1989, *Sources of the Self: The Making of the Modern Identity*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Thompson, Edward, P., 1980, Übers. von Günther Lottes, *Plebejische Kultur und moralische Ökonomie: Aufsätze zur englischen Sozialgeschichte des 18. und 19. Jahrhunderts*, Frankfurt am Main, Berlin and Wien: Ullstein.
- Thompson, Simon, 2006, *The Political Theory of Recognition: A Critical Introduction*, Cambridge: Polity.
- 徳永恂, 1989, 「アドルノ 対 ハバーマス?」徳永恂編『フランクフルト学派再考』弘文堂, 41-79.

Wildt, Andreas, 1982, *Autonomie und Anerkennung: Hegels Moralitätskritik im Lichte seiner Fichte-Rezeption*, Stuttgart: Klett-Cotta.

Zurn, Christopher, F., 2015, *Axel Honneth: A Critical Theory of the Social*, Cambridge: Polity.

(まつざき たくみ、東京大学大学院人文社会系研究科博士課程、jihen0718@gmail.com)

(査読者 馬渡玲欧、高艸賢)

## **The meaning of “Ethical life (Sittlichkeit)” in Axel Honneth’s *The Struggle for Recognition*:**

Why does Honneth rely on Hegel’s theory of recognition?

*MATSUZAKI, Takumi*

This article examines why Axel Honneth relies on Hegel’s theory of recognition, focusing on a key concept of “ethical life (Sittlichkeit)” in *The Struggle for Recognition*. Honneth traces an idea of a community based on mutual recognition between independent individuals back to the earliest “Jena period” writings of the young Hegel. In order to present a gradual expansion of this relationships of recognition as a goal of the struggle of recognition, it is necessary to first reconstruct ethical life by means of a stage theory of mutual recognition. Moreover, a formal conception of ethical life is necessary in order to keep such a value-horizon as a field of struggle open to various values of self-realization. The concept of ethical life is now understood as the condition for the possibility of a “good life,” that is, the possibility of self-realization in relation to others. Thus, Honneth is able to raise the question of how a “good life” can be possible as an issue of critical social theory or social concept.